

答 申 第 2 6 8 号
令和元年10月11日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年10月1日付け岐阜市福障第878号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市では、平成30年3月に「第5期岐阜市障害福祉計画・第1期岐阜市障害児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが自立し共に暮らすことができるよう、障がい者施策の推進に取り組んでいるところである。

当該計画は令和2年度をもって計画期間が満了となることから、次期計画の基礎資料とするため、障がいのある人の日常生活及び社会生活の実態、福祉サービス等に対する意向を把握する次期岐阜市障害福祉計画・障害児福祉計画策定実態調査（以下「調査」という。）を実施する予定である。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、福祉事務所障がい福祉課が保有する介護給付費等支給台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所（施設に入所している場合は、当該施設の所在地）及び郵便番号

3 意見

適当なものと認める。